

### 3 . とん税・特別とん税

#### 1 とん税（外国貿易船の開港への入港に課する。）

大阪税関（TEL 06- 6576-3123）

令和5年4月1日現在

とん税法

- (ア) 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数 1トンまでごとに16円
  - (イ) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数 1トンまでごとに48円
- ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間24円とする。

#### 2 特別とん税（地方公共団体に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港に課する。）

大阪税関（TEL 06- 6576-3123）

令和5年4月1日現在

特別とん税法

- (ア) 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数 1トンまでごとに20円
  - (イ) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数 1トンまでごとに60円
- ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間30円とする。

#### 備考（非課税）

次に掲げる場合に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由があるとき

1. 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合
  2. 検疫のみを目的として一時入港する場合
  3. 避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合
  4. 出港後24時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合
- （注）第1号又は第2号に規定する理由により入港した場合（これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。）において、これらの理由に直接よらない貨物の積卸をするときは、この限りでない。